

佐賀県済生会指定訪問介護事業所 重要事項説明書

あなたに対する指定訪問介護事業利用サービス提供開始にあたり、指定訪問介護事業運営規定第10条に基づいて当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	佐賀県済生会指定訪問介護事業所
事業所所在地	佐賀県唐津市江川町694番1
法人の種別	社会福祉法人
事業所代表者氏名	管理者 吉田 奈美
電話番号	0955-74-3201
FAX番号	0955-73-1058

2. ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類と名称

施設	済生会唐津病院 特別養護老人ホームめずら荘 介護老人保健施設まつら荘 ケアハウスめずら荘 ケアハウス寿楽荘
居宅	佐賀県済生会指定訪問介護事業所 指定訪問入浴介護寿楽荘 指定通所介護寿楽荘 訪問看護ステーションなでしこ 指定短期入所生活介護(めずら荘) 指定短期入所生活介護(まつら荘) 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導

居宅介護支援事業

指定居宅介護支援事業所
唐津市在宅介護支援センター

3. 事業の目的及び運営方針

<p>1 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたるサービスを提供します。</p> <p>2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。</p> <p>3 地域との結び付きを重視し、市町村等保険者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他保健医療のサービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。</p>

4. 職員の職種、人数及び職務内容

職員の職種	員数	区 分				常勤換算をした場合の 人員数	職務内容
		常 勤		非 常 勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1		1			0.5	サービス内容をご参照下さい。
サービス提供責任者	3	2	1			2.5	
訪問介護員	8	3		5		5.5	

5. 営業日及び営業時間

営業日	毎日
営業時間	早 朝 午前6時から8時まで 昼 間 午前8時から午後6時まで 夜 間 午後6時から午後10時まで 深 夜 要望に応じて対応

6, サービスの提供方法及び内容

介護サービス提供計画に基づいて行います。

介護サービスの提供	指定訪問介護サービスの提供に際しては、あらかじめ介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画書に沿ってサービスを提供します。
サービスの内容	あなたの居宅を訪問し、介護サービス計画に沿って次のサービスを提供します。 1. 身体介護に関すること 入浴介助、排泄介助、食事介助、身体の清拭、洗髪、衣類の着脱の介助、通院等の介助その他必要な身体介護 2. 生活に関すること 調理、衣類の洗濯・補修、居住等の掃除、整理整頓、生活必需品の買物、その他必要な生活援助 3. 相談、助言に関すること 生活、身上、介護に関する相談・助言、住宅改修に関する相談・助言、その他必要な相談・助言
問い合わせ又は利用申し込み方法	指定訪問介護の提供に関する問い合わせ又は利用申込は、電話、文書及び事業所への来所により受付けます。

7, 利用料

指定訪問介護の利用料は介護報酬の告示上の額と同額の利用料としております。

ア 身体介護が中心である場合

20分未満	1, 790円 (特定事業所加算Ⅱ加算時)
30分未満	2, 680円 (特定事業所加算Ⅱ加算時)
30分以上1時間未満	4, 260円 (特定事業所加算Ⅱ加算時)
1時間以上1時間30分未満	6, 240円 (特定事業所加算Ⅱ加算時)
1時間30分以上(30分増すごとに)	900円 (特定事業所加算Ⅱ加算時)

イ 生活援助が中心である場合

20分以上45分未満	1, 970円 (特定事業所加算Ⅱ加算時)
45分以上	2, 420円 (特定事業所加算Ⅱ加算時)

身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き30分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、所定単位数に、当該生活援助が20分以上45分未満であれば730円を、45分以上70分未満であれば1, 460円を、70分以上であれば2, 190円を加算します。

また、早朝・夜間帯は所定利用料の25%、深夜帯は所定利用料の50%を加算します。

ウ 特定事業所加算Ⅱ

体制要件と人材要件の一部に適合している場合、所定利用料に10%を加算します。

エ 初回加算

2, 000円

新規の利用者に対し、サービス提供責任者が自ら、訪問介護を行った場合に加算します。

オ 緊急時訪問介護加算

1, 000円

利用者又はその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携をとりケアマネジャーが必要と認め、計画にない身体介護のサービスを行った場合に加算します。

カ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届けを出しております。よって所定単位数に24.5%を乗じた単位数を加算します。

キ 認知症専門ケア加算

認知症に関する専門的な研修を修了した職員を配置し、認知症の利用者を受け入れ、認知症ケアに関する会議や研修などの取り組みを実施した場合に加算します。

(Ⅰ) 30円 / 日

(Ⅱ) 40円 / 月

ク 生活機能向上連携加算

(Ⅰ) 1, 000円

(Ⅱ) 2, 000円

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が同行し共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成した場合に加算します。

ケ 口腔連携強化加算

500円 / 回 (月1回限り)

職員が利用者の口腔状態をチェックし、その情報を歯科医師やケアマネージャーらへ提供した場合加算します。

8, その他の費用

区 分	利 用 料
交 通 費	利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定訪問介護を行う場合には、それに要した交通費の実費を請求します。

9, 通常の事業の実施区域

事業の実施区域	唐津市 玄海町
---------	------------

10, 苦情申立先

当施設ご利用 相談室	窓口担当者 管理者 吉 田 奈 美 ご利用時間 月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く) ご利用方法 電 話 0955-74-3201 面 接 相談室
佐賀県国民健康 保険連合会	ご利用時間 月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く) ご利用方法 電 話 0952-26-1477
唐津市 高齢者支援課	ご利用時間 月～金 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く) ご利用方法 電 話 0955-70-0102

11, 具体的取扱い方針

サービスの提供	・正当な理由なく指定訪問介護の提供の拒否はしません。 ただし、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用者に対して自ら適正な指定訪問介護サービスを提供することが困難な場合は、適当な他の指定訪問介護事業者を紹介します。 ・利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定訪問介護サービスの目標を立て、その目標を達成するための具体的なサービス内容等の訪問介護計画を作成します。なお、必要に応じて訪問介護計画を変更することがあります。
受給資格証の 確認	・指定訪問介護サービスの提供を開始する際に、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間等の受給資格証の確認をさせていただきます。 ・被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、それを配慮して指定訪問介護を提供します。 ・要介護認定を受けておられない利用者については、本人の意向を踏まえて介護認定申請に必要な援助を行います。
居宅介護支援 事業者との連携	・指定訪問介護サービスが円滑に提供できるよう、居宅介護支援事業者 その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
保険給付の請求 のための証明書 の交付	・法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料を請求した場合は、提供した指定介護の内容、費用の額等を記載したサービス提供証明書を交付します。

12, 秘密保持

業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密はお守りします。 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、 利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族等の同意をあらかじめ文書により得た上で行います。
--

13, 事故発生時の対応

利用者に対して、指定訪問介護を提供したことにより損害賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、利用者の過失による事故の場合は損害賠償は行いません。

14, 第三者評価の有無

福祉サービス 第三者評価の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
--------------------	--